

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	1人につき1万円まで 手数料負担者は求人者となります。
求人・求職の申込を受理したとき伊興、求人、求職者に提供する紹介のサービス及び求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言（日本国内において行うもの及び送り出し国において行うもの）	雇用契約の成立した 技能実習生 特定技能外国人 1人について70万円まで 手数料負担者は求人者となります。
技能実習生、特定技能生 特定技能外国人 の選抜にかかる当組合職員の送り出し国への渡航費・宿泊費等	1回につき60万円まで 手数料負担者は求人者となります。
技能実習生、特定技能生 特定技能外国人 を選抜するための試験費用	50万円まで 手数料負担者は求人者となります。
送り出し国における採用面接に係る会場費等の費用	80万円まで 手数料負担者は求人者となります。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。